

## 電子複写機入札仕様書

この仕様書は、鹿児島市（以下「発注者」という。）が設置する電子複写機の入札に関する必要な事項を定めたものである。以下、電子複写機とは本契約によって設置する電子複写機のこととする。

### 1. 入札

#### (1) 入札価額

入札価格については、1 ページ当たりの単価（税抜き）とする。（小数点第 2 位まで）  
入札単価は、電子複写機の使用について必要となる機器使用料（保守料、トナー代を含む。）、設置費用、ネットワーク接続に係る経費等の全ての費用（用紙、ステープル針代は除く。）を含んだものとする。電子複写機と K E I ネットのハブとの間のネットワーク接続に要するケーブルの長さは平均 1 0 m として見積もること。もし、この長さを超えた場合は、鹿児島市教育委員会事務局管理部総務課（以下「市教総務課」とする。）と別途協議するものとする。

なお、入札価額の算定は、機器を 5 年間使用するものとして行うこと。また、今回の入札については、最低制限価格を設けない。

#### (2) 対象物件

別紙「電子複写機設置予定校」のとおりとする。

#### (3) 物件の台数、1 台当たりの月間使用見込枚数

仕様書（4 0 枚機）…        4 9 台        1 8, 8 3 1 枚

### 2. 契約締結

#### (1) 複写単価

入札によって決定した複写単価とする。

#### (2) 契約締結

発注者と落札業者（以下「受注者」という。）は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、設置する電子複写機について、複写単価及びこの入札仕様書の内容を記載した契約を締結する。

#### (3) 契約保証金

受注者は、鹿児島市契約規則の免除規定に該当しない場合は、契約保証金を納入しなければならない。

#### (4) 損害保険への加入

受注者は、契約締結後、電子複写機に関し、自らの負担で発注者と受注者を共同被保険者とする動産総合保険へ加入しなければならない。

#### (5) 電子複写機契約責任者の選出

受注者は、落札後、速やかに電子複写機契約責任者を 1 人選任し、市教総務課へ報告しなければならない。

(6) 信義誠実なる契約履行義務

受注者は、発注者と共に契約の目的を達成するため、契約に定める条項を、信義を重んじ、誠実に実行しなければならない。

3. 納品

(1) 供用期間

令和7年9月1日から令和12年8月31日まで

(2) 設置

電子複写機の設置は令和7年8月31日までに行う。また、旧リース契約に基づく電子複写機との入れ替えについては、発注者と受注者の契約締結後、新旧の業者間で日程調整をして行い、その内容を市教総務課へ提出すること。

- ・リース契約期間：令和7年8月31日まで
- ・物品の所有者：鹿児島市船津町1番12号  
丸三株式会社
- ・台数：49台

(3) 電子複写機の設定

電子複写機の設定は全て受注者の責任で行うこと。

(4) ネットワーク接続

電子複写機設置予定校（以下「設置学校」という。）のうち、以下の学校については、電子複写機とKEIネットとのネットワーク接続（LAN接続）を行うこと。接続については鹿児島市教育委員会学校ICT推進センター（以下「学校ICT推進センター」という。）と協議の上、全て受注者の責任で行うものとする。

なお、今後とも電子複写機とパソコン等の接続は、学校ICT推進センターの許可なく行ってはならない。

- ・現在電子複写機がKEIネットとネットワーク接続されており、今回の設置に際しても同じくネットワーク接続を行う学校

本城小、草牟田小、中洲小、錦江台小、坂元台小、西田小、皆与志小、中山小、南方小、明和小、荒田小、平川小、名山小、花野小、武小、西紫原小、桜丘西小、松原小、西伊敷小、和田小、清水小、西陵小、南小、大明丘小、原良小、伊敷台小、福平小、星峯西小、吉田北中、鴨池中、明和中、伊敷台中、吉田南中、紫原中、武中、河頭中、郡山中、長田中、甲南中、福平中、城西中、甲東中、天保山中、伊敷中（計44校）

- ・現在電子複写機がKEIネットとネットワーク接続されておらず、今回新たにネットワーク接続を行う学校

吉野東小、鹿児島女子高等学校（事務室設置分）、鹿児島商業高校（計3校）

(5) ネットワークプリンタ・ネットワークスキャナの設定

受注者はプリンタドライバ、スキャナドライバのインストールによりパソコンに不具合が生じないように、事前に学校ICT推進センターと協議の上行わなければならない

い。

パソコンへのドライバ等の設定は、原則として設置学校の職員が行う。ただし、受注者は電子複写機設置時に最低1台のパソコンへ設定を行い、このとき、他のパソコンへの設定が行えるよう設置学校の職員への指導を行うとともに、設定の手順を分かりやすく記載したマニュアルを設置学校に配付する。このマニュアルは電子複写機設置開始までに受注者が作成、学校ICT推進センターへ提出し、了承を得ること。

#### 4. 複写料金の請求

##### (1) 請求期日

- ① 受注者は、電子複写機について、各設置学校担当者の確認の下、設置学校毎に1ヶ月間の複写枚数を明らかにし、翌月15日までに請求する。
- ② 複写枚数について、ネットワークを経由した自動検針による算定を希望する場合は、事前に学校ICT推進センターと協議すること。ただし、利用を認められない場合は、上記①のと通りの対応とすること。

##### (2) 複写料金の請求先、報告先

受注者は、各設置学校の複写料金を小学校、中学校単位でまとめ、市教総務課に対し、複写料金を請求する。

なお、受注者は、市教総務課への請求と同時に、各設置学校に対し複写枚数、及び請求金額（税込み）を報告する。

##### (3) 請求金額

電子複写機の不調や故障に起因する不完全なコピー及び点検又は保守に際して点検担当者又は保守担当者が使用するコピー（以下「ミスコピー等」という。）の枚数として、1か月にカウントされている複写枚数の2%にあたる枚数を請求枚数から控除する。

ミスコピー等を計上しなければならないのは、紙詰まり等で異常が発生している状態でもカウンターが加算される仕様の電子複写機であり、ミスコピー等が加算されない機能を持つ電子複写機の場合は計上しない。

ただし、複写枚数は各設置学校単位の枚数で、請求金額（税込み）は各設置学校に対するものとする。

なお、パソコンからプリンタ機能を使用して出力した場合、その料金についても、複写料金に加えて請求するものとする。

#### 5. 消耗品、部品

##### (1) 消耗品及び部品の供給責任

受注者は、電子複写機の使用に支障をきたさないように、全て自らの責任で、消耗品（用紙及びステープル針を除く。）及び部品を供給する。

電子複写機の設置時には、予備のトナーを各電子複写機に1本備えること。

(2) 消耗品及び部品の供給機会

消耗品（用紙及びステープル針を除く。）及び部品の供給は、受注者による定期点検又は各設置学校からの申し出に基づいて行う。ただし、トナー切れに係る自動配送を希望する場合は、事前に市教総務課と協議すること。なお、自動配送を行う場合は、ネットワークスキャナ等で複写機内に取り込んだ文書データ等が庁外に送信されないようにすること。

6. 保守・点検

(1) 定期点検

受注者は、全ての電子複写機を年3回定期的に点検する。

(2) 臨時点検

受注者は、発注者から指示があった時は、指示された電子複写機を臨時に点検する。

(3) 故障等の防止義務

受注者は、定期点検及び臨時点検によって、電子複写機の使用に支障をきたすことがないように、故障を未然に防止する措置を講ずる。

(4) 点検報告書の提出

受注者は、定期点検及び臨時点検の終了後、点検内容を書面（以下「点検報告書」という。）で、点検担当者から設置学校へ報告し、確認を受ける。

(5) 点検報告書の内容

点検報告書には、設置学校名、電子複写機の機種、機械番号、点検開始時刻、点検終了時間、点検の内容、点検担当者氏名、その他発注者が定めた事項を記入する。

(6) 修理

受注者は、各設置学校から電子複写機が故障した旨の連絡を受けたときは、直ちに修理担当者を派遣する。

故障対応については、原則として2時間以内に設置場所へ到着すること。

(7) 原状回復

受注者は、誠実に作業を行い原状回復に努める。電子複写機の修理が頻発し週3回以上の修理を要する場合は、機器の交換も含めて発注者と協議するものとする。

(8) 修理報告書の提出

受注者は、修理作業の終了後、修理内容を書面（以下「修理報告書」という。）で、設置学校へ報告し、確認を受ける。

(9) 保守要員の届出

- ① 受注者は、契約締結後、保守に関する総括責任者を定め、契約締結時に、当該責任者、保守要員の氏名及び社内資格の内容を記載した証明書を市教総務課へ届け出ること。また、保守に関する総括責任者については設置学校へも届けを行うこと。
- ② 保守に関する総括責任者及び保守要員は原則として受注者の社員とする。ただし、再委託を行う業者名、再委託の作業内容及び作業範囲並びに受注者と当該業者との契約内容等について、事前に発注者に書面で通知し、承認を得た場合において

は、この限りでない。

- ③ 発注者は、保守要員名等の個人情報について、契約の目的を達成するため以外には利用できない。さらに、法令に基づく開示要請があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供することはできない。

#### (10) 電子複写機年間保守状況報告書の提出

受注者は、少なくとも年1回、本契約によって設置される電子複写機の機械及び保守の状況について書面（以下「電子複写機年間保守状況報告書」という。）で、市教総務課へ報告する。

### 7. 機器の仕様

別紙「電子複写機仕様書」のとおりとする。

### 8. その他契約事項

#### (1) 複写料金の支払

発注者は、受注者からの請求を受領した日から30日以内に請求金額を支払う。

#### (2) 秘密保持

受注者は、契約履行に当たって知り得た発注者の業務上の秘密を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

#### (3) 電子複写機、消耗品の所有権

電子複写機及び消耗品の所有権は受注者に帰属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理する。

発注者は、電子複写機及び消耗品が受注者所有であることを示す表示等を破損するなど、電子複写機の原状を変更するような行為並びに消耗品の流用を行わない。

#### (4) 電子複写機、消耗品の撤去

受注者は、契約期間の満了又は契約が解除された場合、速やかに電子複写機、消耗品及び受注者が設置したネットワーク接続設備を撤去する。その際、ハードディスク（SSDを含む。以下同じ）及びメモリ内のデータが漏洩しないよう、データ処理を行うものとする。この場合、データ処理に関して受注者は別紙のハードディスク等データ消去作業報告書を作成し、データの処理方法も記載することとする。

#### (5) 権利義務の譲渡禁止

受注者は、書面により発注者の承諾を受けることなく、この契約により生ずる債権その他の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、又はその履行を委任し、もしくは請け負わせてはならない。

#### (6) 一般的損害等

- ① この契約の履行に際し、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を生じさせた場合は、受注者の責任と費用において解決するものとする。
- ② 前項の場合において、発注者が第三者に生じた損害を賠償するなど発注者に損

害が生じた場合は、受注者は発注者に対しこれを賠償するものとする。

(7) 電子複写機の運搬

受注者は、契約の開始、終了の際の電子複写機の運搬を自らの負担で行う。

(8) 契約不適合担保責任

① 発注者は、受注者の履行が契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

② 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

ア 履行の追完が不能であるとき。

イ 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

エ ウに掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 発注者の催告による解除権

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

① 正当な理由がなく、契約の着手すべき期日を経過しても履行に着手しないとき。

② 受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり発注者の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。

③ 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行することとされている業務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

④ 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(10) 発注者の催告によらない解除権

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

① 「5 権利義務譲渡の禁止」の規定に違反したとき。

② 債務の全部の履行が不能であるとき。

③ 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

④ 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

⑤ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行

をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

⑥ 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

⑦ 受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行について不正な行為をしたとき。

⑧ 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。

⑨ 受注者が、鹿児島市物品購入等入札参加資格審査要綱（昭和62年12月1日制定）に基づく入札参加資格を喪失したとき。

⑩ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約に生じる債権を譲渡したとき。

⑪ 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者を構成員とする同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したとして、同法第49条の規定による排除措置命令を受け、当該排除

措置命令が確定したとき。

ケ 受注者が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

コ 受注者が、独占禁止法第49条若しくは第62条第1項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を同法第14条に規定する出訴期間（以下「出訴期間」という。）内に提起しなかったとき。

サ 受注者が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。

シ 受注者が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決（ク又はケの命令の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

ス 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(11) 発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

「9 発注者の催告による解除権」の各号又は「10 発注者の催告によらない解除権」の各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この規定による契約の解除をすることができない。

(12) 発注者の損害賠償請求等

① 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

ア 使用開始日までに複写機の納入を完了することができないとき。

イ 履行された業務に関して契約の内容に適合しないものであるとき。

ウ 「9 発注者の催告による解除権」又は「10 発注者の催告によらない解除権」の規定により、この契約が解除されたとき。

エ ウに掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

② 次の各号のいずれかに該当する場合においては、複写単価に契約期間複写予定枚数を乗じた額（以下「契約期間複写料金相当額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として、発注者は、受注者に請求することができる。

ア 「9 発注者の催告による解除権」又は「10 発注者の催告によらない解除権」の規定によりこの契約が解除されたとき。

イ 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

③ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項イに該当する場合とみなす。

ア 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

イ 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

ウ 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- ④ ②の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、その超過分につき、受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
- ⑤ ①のイの場合において、受注者の履行を認めるときは、発注者は当該履行期限の翌日から履行を終わった日までの日数に応じ、契約期間複写料金相当額に当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額（計算した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。）を遅延賠償金として徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- ⑥ 前項の規定により計算した遅延賠償金の額が100円未満であるときは、遅延賠償金を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- ⑦ 遅延賠償金は、契約代金、契約保証金その他の支払金から控除する。
- ⑧ 延滞日数の計算については、検査その他発注者の都合によって経過した日数はこれを算入しない。
- ⑨ ②の場合（「10 発注者の催告によらない解除権⑪及び⑫の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(13) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除等

- ① 本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者は本契約を変更又は解除することができる。
- ② 発注者は、①により本契約を変更又は解除しようとするときは、当該年度開始の2月前までに、受注者に通知しなければならない。
- ③ ①により本契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責を負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

(14) 協議解除等

- ① 発注者は、契約期間中に天災事変等その他予期しない特別な理由など必要があるときは、受注者と協議の上、書面による合意によりこの契約を解除又は変更することができる。
- ② 前項の規定によりこの契約が解除又は変更された場合において、受注者に損害

が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者の間で協議して定めるものとする。

(15) 受注者の催告による解除権

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(16) 受注者の催告によらない解除権

- ① 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

ア 「14 協議解除」の①の規定により発注者が契約内容を変更したため、契約期間（準備期間がある場合は履行期間）の始期から満了の日までの複写料金総額が当初の3分の1以上減少したとき。

イ 「14 協議解除」の①の規定により、発注者が契約の履行を一時中止した場合において、その中止期間が契約期間の3分の1を超えるとき。

- ② 前項各号の規定にかかわらず、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。

(17) 受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

「15 受注者の催告による解除権」各号又は「16 受注者の催告によらない解除権」

①の各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、この規定による契約の解除をすることができない。

(18) 受注者の損害賠償請求等

- ① 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

ア 「15 受注者の催告による解除権」又は「(16 受注者の催告によらない解除権」の規定によりこの契約が解除されたとき。

イ 物品に損害を与えたとき。

- ② 前項の賠償額に関して、受注者の付保する損害保険で補填される額があるときは、この額を賠償額から控除するものとする。

(19) その他

契約に関して疑義が生じた事項は、発注者と受注者が協議を行い決定すること。

## 別紙「電子複写機設置予定校」

| 番号 | 学校名  | 住 所              | 学校電話番号   | 設置台数 | 既存機種               | 物品の所有者 |
|----|------|------------------|----------|------|--------------------|--------|
| 1  | 本城小  | 鹿児島市本城町1705番地    | 294-2152 | 1台   | コニカミノルタ bizhub458e | 丸三株式会社 |
| 2  | 草牟田小 | 鹿児島市城山二丁目3番1号    | 225-3625 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 3  | 中洲小  | 鹿児島市上之園町28番地1    | 253-9181 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 4  | 錦江台小 | 鹿児島市錦江台一丁目70番1号  | 261-3151 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 5  | 坂元台小 | 鹿児島市西坂元町58番2号    | 247-5515 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 6  | 西田小  | 鹿児島市薬師二丁目31番1号   | 253-9151 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 7  | 皆与志小 | 鹿児島市皆与志町4307番地   | 238-2554 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 8  | 中山小  | 鹿児島市中山二丁目30番3号   | 268-2052 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 9  | 南方小  | 鹿児島市川田町1415番地    | 298-7012 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 10 | 明和小  | 鹿児島市明和二丁目1番1号    | 281-2724 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 11 | 荒田小  | 鹿児島市荒田一丁目30番27号  | 253-9090 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 12 | 平川小  | 鹿児島市平川町3795番地    | 261-2001 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 13 | 名山小  | 鹿児島市山下町6番43号     | 224-7126 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 14 | 花野小  | 鹿児島市花野光ヶ丘一丁目1番1号 | 228-0221 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 15 | 吉野東小 | 鹿児島市吉野町5968番地1   | 244-3881 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 16 | 武小   | 鹿児島市武一丁目35番31号   | 255-6136 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 17 | 西紫原小 | 鹿児島市紫原四丁目16番4号   | 251-8001 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 18 | 桜丘西小 | 鹿児島市桜ヶ丘二丁目35番地   | 264-6644 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 19 | 松原小  | 鹿児島市南林寺町2番18号    | 226-2918 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 20 | 西伊敷小 | 鹿児島市西伊敷四丁目12番1号  | 220-8057 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 21 | 和田小  | 鹿児島市和田二丁目2番10号   | 268-7731 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 22 | 清水小  | 鹿児島市清水町8番15号     | 247-1010 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 23 | 西陵小  | 鹿児島市西陵一丁目11番1号   | 281-4600 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 24 | 南小   | 鹿児島市東郡元町13番22号   | 253-5304 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 25 | 大明丘小 | 鹿児島市大明丘一丁目18番1号  | 243-2680 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 26 | 原良小  | 鹿児島市原良二丁目1番1号    | 253-9171 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 27 | 伊敷台小 | 鹿児島市伊敷台四丁目20番1号  | 229-0181 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 28 | 福平小  | 鹿児島市平川町819番地3    | 261-6624 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 29 | 星峯西小 | 鹿児島市星ヶ峯四丁目9番1号   | 265-3956 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 30 | 吉田北中 | 鹿児島市西佐多町269番地    | 295-2152 | 1台   | 同上                 | 同上     |
| 31 | 鴨池中  | 鹿児島市真砂本町58番58号   | 253-9600 | 1台   | 同上                 | 同上     |

## 別紙「電子複写機設置予定校」

| 番号 | 学校名  | 住 所              | 学校電話番号   | 設置台数 | 既存機種 | 物品の所有者 |
|----|------|------------------|----------|------|------|--------|
| 32 | 明和中  | 鹿児島市明和二丁目2番1号    | 282-0163 | 1台   | 同上   | 同上     |
| 33 | 伊敷台中 | 鹿児島市伊敷台一丁目3番1号   | 228-8114 | 1台   | 同上   | 同上     |
| 34 | 吉田南中 | 鹿児島市本名町565番地     | 294-2051 | 1台   | 同上   | 同上     |
| 35 | 紫原中  | 鹿児島市紫原六丁目31番19号  | 257-4554 | 1台   | 同上   | 同上     |
| 36 | 武中   | 鹿児島市武三丁目42番1号    | 255-5171 | 1台   | 同上   | 同上     |
| 37 | 河頭中  | 鹿児島市犬迫町1168番地    | 238-2663 | 1台   | 同上   | 同上     |
| 38 | 郡山中  | 鹿児島市郡山町1500番地    | 298-2004 | 1台   | 同上   | 同上     |
| 39 | 長田中  | 鹿児島市小川町3番10号     | 226-3868 | 1台   | 同上   | 同上     |
| 40 | 甲南中  | 鹿児島市高麗町36番32号    | 254-9155 | 1台   | 同上   | 同上     |
| 41 | 福平中  | 鹿児島市平川町6004番地    | 261-3624 | 1台   | 同上   | 同上     |
| 42 | 城西中  | 鹿児島市城西二丁目3番12号   | 254-9148 | 1台   | 同上   | 同上     |
| 43 | 甲東中  | 鹿児島市樋之口町4番38号    | 224-7401 | 1台   | 同上   | 同上     |
| 44 | 天保山中 | 鹿児島市下荒田二丁目31番15号 | 253-9070 | 1台   | 同上   | 同上     |
| 45 | 伊敷中  | 鹿児島市下伊敷一丁目11番1号  | 226-0522 | 1台   | 同上   | 同上     |
| 46 | 玉龍高  | 鹿児島市池之上町20番57号   | 247-7161 | 1台   | 同上   | 同上     |
| 47 | 女子高  | 鹿児島市玉里町27番1号     | 223-8341 | 2台   | 同上   | 同上     |
| 48 | 商業高  | 鹿児島市西坂元町58番1号    | 247-7171 | 1台   | 同上   | 同上     |

計 49台

電子複写機仕様書(モノクロデジタル複合機／40枚)

|                 |                                                                                                                                                          |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.基本性能          |                                                                                                                                                          |
| (1) 規格          | ①デジタル複合機(未使用のもので、当該機器の最新機種に限る。リユース機及びリサイクル機は不可。)                                                                                                         |
|                 | ②40枚機以上60枚機未満の機器であること。                                                                                                                                   |
| (2) 型式          | ①コンソールタイプ又は専用台付デスクトップ式であること。                                                                                                                             |
|                 | ②電源は、AC100V・15Aの1電源で対応できること。                                                                                                                             |
| (3) 機能          | ①コピー機能、ネットワークプリンタ機能、ネットワークスキャナ機能を有すること。                                                                                                                  |
|                 | ②コピー、プリンタ等の排紙先が2箇所以上あること。                                                                                                                                |
|                 | ③省電力時にプリンタの出力が可能であること                                                                                                                                    |
|                 | ④機器の使用に関しては、タッチパネル又はワンタッチボタンで操作できること。                                                                                                                    |
|                 | ⑤フィニッシャー機能、デジタルソート機能を有し、帳合、ステープル、パンチ穴あけが可能なこと。                                                                                                           |
|                 | ⑥ネットワーク等を経由して故障時の自動通知とトナーの自動配送及び自動検針が行えること。ただし、通知に使うネットワーク等において職員のパソコンを経由させないこと。ネットワークスキャナ等で複写機内に取り込んだ文書データ等が校外に送信されないものであり、自動通知・自動配送に限定した送信のみで、受信がないこと。 |
|                 | ⑦プロキシー経由で通信設定ができること。                                                                                                                                     |
|                 | ⑧通信方法がHTTPもしくはHTTPSであること。                                                                                                                                |
| (4) 複写サイズ       | ①A3から葉書サイズの印刷が可能であること。                                                                                                                                   |
| (5) 給紙          | ①A4、A3、B4、B5の4種類の用紙を常時セットできる用紙トレイを4段以上装備していること。また、マルチ手差しトレイを装備していること。                                                                                    |
|                 | ②古紙配合率70%以上の再生紙に対応可能であること。                                                                                                                               |
| (6) ハードディスク・メモリ | ①150GB以上のハードディスク(SSDを含む)あるいは2GB以上のメモリを搭載していること。                                                                                                          |
| (7) 原稿送り装置      | ①最大A3サイズまで搬送可能な自動両面原稿送り装置を装備していること。                                                                                                                      |
| (8) 使用枚数管理      | ①使用枚数を適正に管理するカウンタ機能を有すること。                                                                                                                               |
|                 | ②プリンタ出力枚数に関しては、用紙片面1枚を1カウントとしてカウントすること。また、実出力枚数のみをカウントするものとし、取り消したジョブ等はカウントしないこと。                                                                        |
|                 | ③スキャナの使用に関しては、カウントしないこと。                                                                                                                                 |
| (9) 環境対応        | ①国際エナジースタープログラムに適合していること。                                                                                                                                |
|                 | ②グリーン購入法(複写機)に適合していること。                                                                                                                                  |
|                 | ③エコマーク(No. 155複写機基準)に適合していること。                                                                                                                           |
| (10) セキュリティ     | ①使用貸借期間満了後は、ハードディスク(SSDを含む)及びメモリ内のデータが漏洩しないよう、データ処理を受注者の責任で確実に行うこと。                                                                                      |
|                 | ②使用貸借期間満了後に当該複写機内のデータが漏洩した場合、一切の責任は受注者が負うこと。                                                                                                             |
|                 | ③デジタル複合機のOSはWindows系のOSを使用しないこと。                                                                                                                         |
|                 | ④パソコンとデジタル複合機間では、プリンタ及びスキャンデータ送信以外の通信は行えないものとする。                                                                                                         |
|                 | ⑤コピー、プリント、スキャン等により複合機内に一時的に蓄積されたデータは、消去あるいは暗号化できること。                                                                                                     |

|             |                                                                        |
|-------------|------------------------------------------------------------------------|
| (11) 電波障害   | ①VCCIクラスA又はクラスBに適合していること。ただし、クラスAの場合に他の機器に電波障害が発生した場合は、直ちに適切な対策を講じること。 |
| (12) リモート管理 | ①各種機能、設定について、リモート管理できる機能を有すること。                                        |

|                 |                                      |
|-----------------|--------------------------------------|
| 2. コピー機能        |                                      |
| (1) 複写速度        | ①片面の複写速度が40枚/分(A4横)以上であること。          |
| (2) 解像度         | ①600dpi/256階調/モノクロ2値2階調以上の解像度を有すること。 |
| (3) ファーストコピータイム | ①5.0秒以下であること。                        |
| (4) 機能          | ①自動両面複写機能を有すること。                     |
|                 | ②回転コピー機能及び回転縮小機能を有すること。              |
|                 | ③25%~400%まで1%刻みで任意に拡大縮小が可能であること。     |
|                 | ④ページ番号やスタンプ等の印字機能を有すること。             |
|                 | ⑤割り込み印刷機能を有すること。                     |

|                 |                                                                                                                                                                          |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3. ネットワークプリンタ機能 |                                                                                                                                                                          |
| (1) プリント速度      | ①片面の複写速度が40枚/分(A4横)以上であること。                                                                                                                                              |
| (2) 解像度         | ①600dpi相当以上の解像度を有すること。(600dpiスムージング機能によるものでも可。)                                                                                                                          |
| (3) 対応OS        | ①プリンタドライバ及びプリンタユーティリティは、windows10以降に対応し、ライセンスフリーであること。                                                                                                                   |
| (4) 対応プロトコル     | ①TCP/IP対応であること。                                                                                                                                                          |
| (5) インターフェース    | ①100BASE-TXに対応したネットワークインターフェースを有すること。                                                                                                                                    |
| (6) その他         | ①パソコン上から両面印刷、集約印刷、ソート、ステーブル等の印刷指示ができること。<br>②原則デジタル複合機のみで上記機能を実現し、他に機器やソフトウェアを必要としないこと。もし、ソフトウェアを必要とする場合、パソコンのメモリに常駐しないこと。また、ソフトウェアはライセンスフリーかパソコン1台につき1ライセンスを受注者で用意すること。 |

|                           |                                                                                                                              |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4. ネットワークスキャナ機能           |                                                                                                                              |
| (1) スキャン速度                | ①モノクロの片面のスキャン速度が40枚/分(A4横)以上であること。                                                                                           |
| (2) 解像度                   | ①600dpi/256階調/モノクロ2値2階調以上の解像度を有すること。ただし、初期設定値は200dpiとし、使用の都度、簡単に変更できること。                                                     |
| (3) スキャナドライバ及びスキャナユーティリティ | ①スキャナドライバは、windows10以降に対応すること。また、ネットワークTWAIN完全に準拠すること。                                                                       |
|                           | ②TCP/IPプロトコルを使用し、パソコン・ネットワークスキャナ間の通信を行えること。                                                                                  |
|                           | ③スキャンしたデータは、PDF及びマルチページTIFFのファイルフォーマットに変換できること。初期設定はマルチページPDFとすること。                                                          |
|                           | ④スキャンしたデータは、JPEG、PDF、TIFF等の形式で、ActiveDirectory環境ネットワーク内のデータフォルダ、又はコピー機に直接接続したUSBメモリに保存できること。                                 |
|                           | ⑤④のデータ宛先は、100件登録できること。                                                                                                       |
| (4) インターフェース              | ①100BASE-TXに対応したネットワークインターフェースを有すること。                                                                                        |
| (5) その他                   | ①原則デジタル複合機のみで上記機能を実現し、他に機器やソフトウェアを必要としないこと。もし、ソフトウェアを必要とする場合、パソコンのメモリに常駐しないこと。また、ソフトウェアはライセンスフリーかパソコン1台につき1ライセンスを受注者で用意すること。 |
|                           | ②本体に保存されたスキャンデータについては、消去までの時間を設定できること。初期設定は1日とすること。                                                                          |